

令和6年度教育・保育給付認定及び幼児教育・保育の無償化の手続きについて

1 教育部分の利用手続き

(1) 教育・保育給付認定の申請手続きについて（利用者全員）

新制度に移行した幼稚園（以下「幼稚園」という。）の利用を希望する保護者は、あらかじめ教育・保育給付認定を受ける必要があります、「1号認定（教育標準時間認定）」に該当します。

(2) 提出書類 令和6年度教育・保育給付認定申請書（現況届）

※継続及び新規入園希望の人全て提出が必要です。利用する施設に提出してください。

(3) 保育料及び副食費について

保育料は無償（副食費等の実費は発生します。）となりますが、父母の市民税所得割額を合計した額で保育料の階層区分が決まります。ひとり親世帯については、父（母）の市民税所得割額のみで決まりますので、父（母）子の戸籍謄本の提出が必要となります（ただし、児童扶養手当等の手続きで既に市に提出している場合は不要です）。

なお、父母だけでは生計の維持が困難であると判断される場合は、同居している保護者以外の家計の主催者（祖父母等）と合算する場合があります。

令和6年4月～8月分保育料階層	令和5年度市民税を基準に算定
令和6年9月～令和7年3月分保育料階層	令和6年度市民税を基準に算定

また、副食費については、年収360万円未満相当の世帯などに該当する場合は免除の対象となります。申請は不要で、該当する場合は保育料決定（変更）の通知と一緒にお知らせします。

(4) 留意事項

ア 申請書提出後に世帯の状況などが変わった場合は、速やかに市に申し出てください。

イ 市民税の修正申告が確認された場合など、市民税所得割額に変更があれば、保育料の階層も変更となる場合があります。

ウ 春日市に住民税の課税台帳がない場合はマイナンバーシステムの照会により課税額を確認します。

2 預かり保育の利用手続き

新たに施設等利用給付を受けるためには、保育の必要性（※）を有しているか確認する必要があります。また、現在施設等利用給付を受けている場合も、引き続き、保育の必要性を有しているか確認する必要があります。

※ 「保育の必要性」の認定要件は、次のいずれかです。

- 就労（自営業含む）している（月64時間以上）
- 妊娠中または出産後間がない（出産日前後各8週間程度）
- 疾病がある（保育できる状況ではない疾病）
- 障がいがある（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方）

- 同居の親族を常時介護または看護している
- 災害等の復旧に当たっている 求職活動をしている
- 就学している（通信教育不可）
- 育児休業取得前に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合（育児休業中の新規利用はできません。）

(1) 対象者・上限について

対象者	上限額
3～5歳児（年少・年中・年長）※1	月額11,300円まで
満3歳で、非課税世帯	月額16,300円まで

※1 3～5歳児（年少・年中・年長）とは、3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した日から小学校就学まで

※ 食材費等は利用料に含まれないため、無償化の対象外となります。

(2) 提出書類

ア（継続利用の方）令和6年度子育てのための施設等利用給付現況届

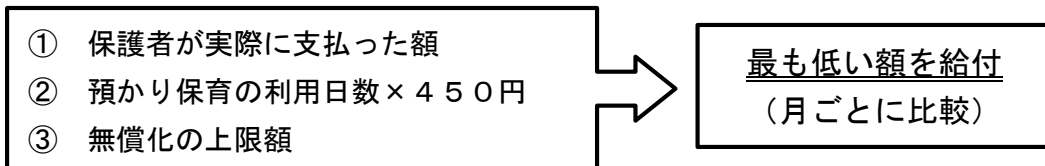
イ（新規申込みの方）預かり保育利用者用子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（第2・3号）

ウ 保育を必要とすることがわかる書類

※ 預かり保育を利用する前までに、利用する施設に提出してください。

※ 「保育を必要とすることがわかる書類」については、申請書裏面をご確認ください。父・母それぞれ必要です。ひとり親世帯については、母（父）子の戸籍謄本が必要となります（ただし、児童扶養手当等の手続きで既に市に提出している場合は不要です）。

(3) 給付額



(4) 支給方法

施設に一旦、利用料をお支払いいただき、月ごとに園から提出される書類を基に、給付額を算定し、利用月の翌月に春日市から保護者の口座へ振込みます。ただし、利用料の支払い時期や施設からの書類の提出時期等によっては、支給の時期が遅れることがあります。

(5) 留意事項

申請書提出後、内容に変更が生じた場合は、速やかに市へ届け出てください。

3 問合せ先

春日市こども支援部こども未来課保育担当

〒816-8501 春日市原町3丁目1番地5

TEL: 092-584-1111 (代表) FAX: 092-584-1115